

平成 27 年第 3 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 27 年 6 月 10 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 27 年 6 月 10 日（水）（午前 9 時 05 分）
出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総 務 課	田間 宏紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	中西 豊	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	東 博明
病院老健事務局長	田村 優	総務課長補佐	里中 和樹	教育委員長	上村 直義
監査委員	中村 功				

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中孝佳吉

日 程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 議案第 42 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 27 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））
第 5 議案第 43 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
第 6 議案第 44 号 玉城町介護保険条例の一部改正について
第 7 議案第 45 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）
第 8 議案第 46 号 平成 27 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 9 議案第 47 号 平成 27 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。

よって、平成 27 年第 3 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成 27 年第 3 回玉城町議会定例会開会にあたりまして挨拶をさせていただきます。議員のみなさん方には先般の玉城町制 60 周年記念式典のご臨席をいただきましたこと、そして、また平素から町の事業、或いはイベントにも積極的にご出席を賜っておりますこと、大変厚くお礼を申し上げます。今後とも宜しく願い申し上げます。本定例会でご審議を賜ります主な内容につきましては、後ほど提案説明を申し上げますけど、主に国民健康保険法、或いはまた介護保険の施行令等の改正に伴うところの町条例の改正、そして平成 27 年度の一般会計をはじめとする関係、特別会計等の補正予算、こういうことでご審議を賜るわけでございます。何とぞよろしく願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により議長において

5 番 中瀬 信之 君

6 番 山口 和宏 君

の 2 名を指名いたします。

会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 6 月 19 日までの 10 日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 6 月 19 日までの 10 日間と決定いたしました。なお、会期中の会議予定につきましては、先般配布いたしました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

諸報告

次に、日程第 3 諸報告をいたします。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書（玉城町一般会計分）、地方公営企業法第 26 条 第 3 項の規定により、報告第 3 号 玉城町水道事業会計の予算繰越計算書、及び、報告第 4 号 玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書の提出がありましたので、

配布をさせていただきました。ご了承願います。

次に、報告第5号 町長から地方自治法第243条の3 第2項の規定により、度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、また報告第6号 監査委員から平成27年2月分ないし4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ写しをお手元に配布しておきました。

また、原水爆禁止世界大会三重県実行委員会から、諸活動への協力依頼がありましたが、議会運営委員会で協議をいただきました結果、その写しを配布することといたしましたのでご了承願います。以上で、諸報告を終わります。

議案の審査

○議長（風口 尚）次に、日程第4、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。 町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第42号 平成27年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、専決処分についてご承認いただくために報告するものであります。平成26年度会計の償還収入に2880万6000円が歳入不足となり、平成27年度会計から繰上充用により補填したものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。 ご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明）議案第42号 平成27年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の補正は、平成26年度会計の償還収入に2880万6000円の不足が生じたため、平成27年度会計から繰上げ充用により、補填するものであります。予算書7ページをお願いいたします。歳入で款2 諸収入 項1 貸付金元利収入 目1 住宅新築資金等貸付金元利収入、節2 滞納繰越分におきまして2880万6000円を計上いたし、同額を8ページ、歳出の前年度繰越充用金としたものであります。本案につきましては特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであることから、平成27年5月29日に専決処分をさせていただきました。貸付金の回収状況の概略を説明させていただきます。平成26年度、現年度の償還金状況につきましては、収入43万2528円で未収金は30万372円となり回収率は59.0%であります。回収につきましては努力しているところではありますが、中には返済能力が極めて困難な状況の方も見え、過年度分の回収率はほぼ横ばい傾向にあります。引き続き、回収率の向上と貸付金の目的、返

済義務につきまして、理解をしていただくよう努力をしてみたいと思っております。
ご審議のうえご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います

発言を許します。12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）まず1点目に3月補正の段階では、見通しがつかなかったのかということと、あと今後、国民健康保険なんかも県下1本になるとかというような話が出とる中で住宅新築等貸付事業ですか、今後の成り行きというか、見通しというか、そういうものがあればお答え願いたいと思います。

○議長（風口 尚）税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明）3月の補正ということではありますが、昨年度、小林議員、同じようなご質問をいただいております、5月末で最終決定をいたしますので、今回専決処分をさせていただきます、6月での承認ということでご了解賜りたいと思います。今後の見通しにつきましても同様な形でさせていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚）副町長 小林一雄君

○副町長（小林 一雄）先ほどの小林議員のご質問でございますけども、幾度か前の予算決算常任委員会の中でもご意見がございまして、その時にも回答させていただいておりますけれど、現年の償還が33年に終了しますので、33年度までは特別会計として現年度償還という部分を残していく予定と考えております。それ以降につきましては、当然滞納分でございます。これにつきましては、個人さんとの貸付契約の中での滞納分ということでございますので、欠損処分をするに当りましては、随分、本人さんの時効援用等、色々な手続きを踏まなければ不能欠損という形はできませんのでその辺につきましては33年度以降、一般会計化をするのか特別会計として滞納分を残していくのかということは、今後の検討課題ということにしたいと考えております。

○議長（風口 尚）12番 小林 豊君

○12番（小林 豊）昨年も私が聞いたということで、私忘れておりましたけど、逆に昨年もそういうふうな状態に出てるんでしたら、今年もそういうことで確定まではいなくても、ある程度の補正というのを見込んでやっていくというようなことも1つの手かと思うんですが、そういうことは全くできないということではよろしいでしょうか。

○議長（風口 尚）副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄）3月補正といいますと1月なり2月の段階で状況を判断しまして補正額を決めるわけなんですけれども、当然、前年度に対する今年度かの充用という形になりますので、この金額をなるべく確定した金額で行いたいということで5月末の出納閉鎖ぎりぎりまで待って繰上充用という形をとっておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

12番 小林 豊君

○12番(小林 豊) そうすると毎年こういう形を今後もずっと執っていくということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長(風口 尚) 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長(北岡 明) 平成33年に償還が終るまではこのような形で続けたいと思っております。

○議長(風口 尚) ほかにありませんか。8番 山本 静一君

○8番(山本 静一) 先ほど副町長から33年で償還期限ですか。そういうお話ききましたけども。それまで過去の延滞に対して時効の中断の手続きは取っているのですか。

○議長(風口 尚) 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長(北岡 明) 平成25年度に債務承認の提出を求めています。14名中10名の方から債務承認をいただいております。

○議長(風口 尚) 8番 山本 静一君

○8番(山本 静一) 債務承認ですけども14人中の10人ということであとの4名の方はどうなっていますか。

○議長(風口 尚) 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長(北岡 明) あとの4名の方につきましては、内2名が死亡となっています。あと2名の方につきましては返済につきまして、また、お宅を訪問するなりして、再度承認の取り直しということしたいと思っております。

○議長(風口 尚) 8番 山本 静一君

○8番(山本 静一) 2名が死亡されているというと、あの方も相続放棄されて債権の回収が不能と言うことですか。

(暫時休憩)

○議長(風口 尚) 税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長(北岡 明) この債務承認につきましては、相続人さんに債務承認をしていただいているところでございます。

(「答えになってないやんか。それで聞くわけやんか。2名の負債の相続はされとるのかどうか。相続は資産と負債が両方相続されるわな。負債放棄したらそれで終わりやけども、放棄されてなかったら続くわな。2名死亡されてそのまま放棄はおかしい、それ聞いている」の声あり)

○議長(風口 尚) 暫時休憩します。

(午前9時20分 休憩)

(午前9時24分 再開)

○議長(風口 尚) 再開します。税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長(北岡 明) 先ほど25年度に債務承認を取ったことを申し上げました。

また26年度につきましても引続き継続をしております、あと2名につきましても、取れてない方につきましても同様に引続き債務承認等を求める協議をしておりますところ
です。

○議長（風口 尚）7番 奥川 直人君

○7番（奥川 直人）引続いてお聞きします。先ほど申されました2名が死亡したという
方につきましてもは継続して請求していくのかということなのですが、先ほどの説明が曖
昧だったので、もう一度その対応をどのようにするのかお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚）税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明）お亡くなりになられた方につきましても、その相続人の方
につきましても今後、債務承認を求めていくということでございます。

○議長（風口 尚）7番 奥川 直人君

○7番（奥川 直人）今、生きておられる方が2名見えるわけですね。2名の方はまだ
生存されとるという方についてもその手続きをしていくということになるわけですが、
この問題は先ほど言われた25年からということになっていますよね。26年は何を
して、26年はやったんか、やらんだんか、26年度ですね、25年度が終わったタイミング
なんか、27年度が始まったタイミングなんか手続きされたんがよくわからない。それ
については継続して毎年していくのか。それかある一定の期間にやるのか。今お話し
いたらこれからということですが、そういうことは継続されてされているのかどうか、
お聞きします。

○議長（風口 尚）税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明）この債務承認につきましてもは継続をして今後もやってい
くということをお願いします。

26年度につきましてもは、この方々に連絡等はする予定でございましたが、毎月納付の
請求等しておりますので、そういう形で請求させていただいております。

○議長（風口 尚）7番 奥川 直人君

○7番（奥川 直人）先ほど説明あったときに、もう死亡されたということで、ぱっと話
を切られたことが一番問題なので、死亡されてますけどこういう手続きを行って、なおか
つ、徴収に努力してますという我々わかるんですよ。でも、死亡して、それで終わりな
んかというふうに誤解を皆さんに招いたわけなんです。先ほど言われてようにそれにつ
いては26年度の税の納付連絡の段階でしているということによろしいんですね。

○議長（風口 尚）暫時休憩します。

（午前9時26分 休憩）

（午前9時27分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明）亡くなられた方の相続人の方、相続放棄をされて見えない
方につきましてもは引続き相続人と協議のほうを詰めておりますけど、放棄されている方

につきましては、放棄されたままということになります。

○議長（風口 尚） 暫時休憩します。

（午前9時28分 休憩）

（午前9時33分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） 相続人2名の方につきましては引続き承認を求めているところでございますが、26年につきましては通知等で納付の依頼をさせていただいているところでございますが、今後、相続人の方につきましては引続き協議をして、債務承認を取るということをしていきたいと思っております。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。4番 北川 雅紀君

○4番（北川 雅紀） 3回制限があるので、続いて、私やらせてもらいます。4名のうち2名の話は今されたと思いますが、死亡された2名は相続を放棄したのかしていないのか、その2名がどうなっているのか教えてください。

○議長（風口 尚） 暫時休憩します。

（午前9時35分 休憩）

（午前9時37分 再開）

○議長（風口 尚） 再開いたします。税務住民課長 北岡 明君

○税務住民課長（北岡 明） 2名の方につきましては相続放棄等の手続きにつきまして、今後の相続、あと、裁判所等いろんなところの機関で調査等も出てまいります。そういったことにつきまして、今後、進めてまいりますところでございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君

○4番（北川 雅紀） 今、その二人は相続は確定していない状況なわけですね。死亡したというこの議論になって疑問を抱いた点はですね、役場の滞納の対応として、死亡した人はその先に行く手続きをしていなくて、死亡したらそれで終了やという考えがあるんじゃないかというところが疑問をいただいたので、死亡した人も相続人に対して請求していくということはしているわけで、今回2人は相続人が確定していないのでしてなかったということで良いんでしょうか。

○税務住民課長（北岡 明） そのとおりでございます。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言はありますか。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、議案第42号 専決処分承認を求めることについて（平成27年度玉城町

住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に 日程第5、議案第43号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について及び、日程第6、議案第44号 玉城町介護保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一） 議案第43号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険料の限度額の引き上げ及び軽減措置の拡大を図るため、並びに共同事業の恒久化、その他所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第44号 玉城町介護保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令、及び介護保険国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令、及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、介護保険料の軽減措置の拡大を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

以上、どうぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀

○生活福祉課長（中村 元紀） 議案第43号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について補足説明を申し上げます。条例改正議案の3ページをお願いいたします。今回の改正につきましては国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定にかかる政令一部を算定する政令が3月4日交付されたことに伴い、国民健康保険料の限度額の引き上げ及び軽減措置の拡大を図るためもの及び、並びに公共事業の恒久化、その他所要の改正を行ったものでございます。主だったもののみ説明をさせていただきます。3ページ下段になりますが、15条の6におきまして保険料の基礎賦課限度額を51万円

から 52 万円に 1 万円引き上げようとするもの、同様に 15 条の 6 の 12 において、後期高齢者支援金を 16 万円を 17 万円に引き上げるもの、及び介護納付金につきまして 14 万円を 16 万円に引き上げようとするものでございます。限度額につきましては 51 万円を 52 万円に。次ページにいきまして、この部分が軽減措置の部分になります。保険料の算定におきまして基礎控除の部分、世帯に一人に対しまして、24 万 5 千円の控除をしておりましたけれど、これを 26 万円に引き上げる。軽減措置を拡大するものでございます。また、附則の 3 条を削除しているんですけど、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。新旧対照表 6 ページの附則の下段のほうでございます。附則におきまして、附則第 3 条につきまして、22 年度から 26 年度までの期間ということで期限を切っておりましたんですが、この部分を恒久化したものでございます。その他、字句等の修正、統一を図るための修正等行ってございます。以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 44 号 玉城町介護保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担等の算定に係る政令の一部を改正する介護政令および介護保険の医療保険者の納付金の算定に関する省令に一部改正する省令が 4 月 10 日交付されたことに伴い 27 年度の保険料及び繰入金から適用することとされたため、低所得者の介護保険料の軽減措置を行うための仕組みを導入するための所要の改正を行ったものでございます。具体的には本年 3 月にお認めいただきました介護保険料、介護保険条例第 4 条におきまして、各所属階層ごとの保険料を定めましたが、今回の改正は所属階層第 1 階層の負担割合を 0.5 から 0.05 減じて 0.45 とし、27 年度、28 年度の保険料を 3 万 7560 円から 3 万 3840 円に引き下げようとするものでございます。附則におきまして、この条例は交付の日から施行するとしていただきます。以上簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第 7、議案第 45 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）ないし、日程 第 9、議案第 47 号 平成 27 年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を一括議題といたします。

町長より 提案理由の説明を求めます。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）議案第 45 号 平成 27 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 7 千 487 万 6 千円を追加し、予算総額を 55 億 2 千 45 万 8 千円とするものであります。

債務負担行為の補正につきましては、「固定資産土地評価業務」に伴うものであります。

歳入の主な内容といたしまして、民生費国庫負担金で、介護保険低所得者保険料軽減国庫負担金を新規に。民生費国庫補助金では、「子育て世帯臨時特例給付金」及び「臨時福祉給付金」を新規に。農林費国庫補助金では、農業基盤整備促進事業国庫補助金を新規に計上しています。

総務費県補助金では、地域減災力強化推進補助金及び再生可能エネルギー等導入推進基金事業費県補助金を新規に計上しています。

繰越金では、平成26年度繰越金を見込み増額し、諸収入では、コミュニティ助成事業補助金を新規に計上しています。

続きまして、歳出の主な内容といたしまして、総務費において、ふるさと応援基金積立金、区集会所建築改修事業補助金を増額しています。

民生費では、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付経費のほか、老人ホームへの入所措置費、保健福祉会館への太陽光発電設備等設置工事に伴う設計業務委託料を新規に計上しています。

衛生費では、墓地整備事業補助金を増額し、農林水産費では、農業用ため池測量設計委託料と工事請負費を新規に計上しています。

土木費では、地区要望による道路補修工事費、また準用河川除草業務委託料を増額しています。

消防費では、災害時避難行動要援護者支援計画策定業務委託料と防災倉庫用備品購入費を新規に計上しています。

教育費では、中学校費において修繕料の増額と社会教育費においてコミュニティ助成事業による田丸地区神輿保存会補助金を新規に計上しています。

なお、詳細は、副町長から説明いたさせます。

議案第46号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ26万2千円を追加し、予算総額を18億2千943万1千円とするものであります。

補正予算の内容は、今年度の課税所得の確定に伴う保険料の本算定を行ったものであります。保険料の値上げを抑えるため、財政調整基金から5千万円を取崩し財源調整いたしました。今年度もさらに積極的に健康づくりに取り組み、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。

議案第47号 平成27年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提

案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入予算について、先に提案いたしました低所得者に対する軽減措置を行うもので、予算総額を変えずに財源の組み換えを行うものであります。

なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。以上よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明の途中でございますが、ここで10分間の休憩をしたいと思ひます。

（午前 9時 50分 休憩）

（午前 10時 00分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。

休憩前に引き続き提案理由の説明を続けます。

副町長 小林 一雄君

○副町長（小林 一雄）議案第45号 平成27年度玉城町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村 元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）それでは、所管いたします2議案について、補足説明をさせていただきます。議案第46号 平成27年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

（予算書朗読方々説明する。）

続きまして、議案第47号平成27年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これにて、本日の日程は、すべて終了いたしました。

明日11日は、午前9時から本会議を開き町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願ひます。

本日は、これを以って散会いたします。

どうも、ご苦勞さまでした。

（午前 10時 14分 散会）